

第5回 昭島市事務事業外部評価委員会

議 事 要 旨

〔日 時〕 平成 27 年 10 月 25 日（日）9：00～16：00

〔場 所〕 昭島市役所 3階 庁議室

〔出席者〕

1 委員

和田篤彦委員長、船越洋之副委員長、稲垣浩委員、竹井和子委員、古舘靖史委員、

2 事務局

早川企画部長、灘家行政経営担当課長、板野財政課長、滝瀬財政係長、進藤企画政策係長、吉野企画政策係主任

3 傍聴者 名

〔配布資料〕

- ・ 第 5 回事務事業外部評価委員会 次第
- ・ 平成 27 年度事務事業外部評価事業説明シート及び資料

〔議事要旨〕

1 外部評価対象事業事前説明

事務局から事務事業外部評価説明シート及び資料一式の内容を説明し、担当課より対象事業の説明に入った。

事業番号 4 私立保育園運営事業【説明員：小川子ども子育て支援課長、菅野子ども子育て支援係長、田中子ども子育て推進課長、熊澤教育保育係長】

子ども子育て支援係長より事務事業評価（外部評価）説明シート、事務事業評価（内部評価）シート及び資料に基づき事業の説明を行った後、質疑応答に入った。

《質疑応答》

◆待機児童が大変問題になっているが、昭島市の場合は29年度に待機児を0にする見込みということがこの資料から読み取れる。人員数についての問題を解決し、その後は保育の内容や保育時間などが課題となってくると思う。時間延長だけでなく日曜祭日の保育、あるいは保育士の適正について運営側から出てくることが考えられるが、それらの保育の内容について、どのようなことを市として考えているかお伺いしたい。【和田委員長】

○待機児童については数字上0ということになっているが、社会経済状況により予測できない部分もあ

る。またこの数字の中には基地跡地の開発などは見込んでいない。それにより子育て世代が入ってくれば、それなりの対応が必要となる。子どもの数が大きく増えるということは予測しておらず、現に1学年900～950人で推移している。少子化だが保育需要は高いといった状況である。待機児童が解消されればやはり質の問題は問われる。国においても特に3歳以上については教育面を重視して保育にあたるよう指導があるので、公立園、私立園、幼稚園も協力して保育の質、就学前教育に少しずつ力を入れていかなければならないものと考えている。厚生労働省の保育指針があり、保育の分野、言語、総合力、協調性といろいろな分野があるが、基本的には遊びの中で教育をしようというスタンスである。その中で少しずつ力を入れていかなければならない。保育時間については現在11時間開所（例えば朝7時から夕方6時）が義務となっており、さらに1時間延長して開所している園が主流であり、大方需要を満たしていると考えている。都内では24時間開所しているところもあるが、昭島市内でも1時間ではなく2時間延長しているところもあるが、現状で保育時間を延ばしてほしいというような強い要望は今のところはない。日曜日・休日保育については、市内で1箇所開所しているところがあり、市内の別の園からも通えるようになってきているが、さほど需要があるというわけではない。保育士の問題について、重労働な割に低賃金と言われているが運営費は公定価格なのでそれを超えてというわけにはいかない。国においても保育士の現場への定着といった面で長くいる保育士にはインセンティブを与えて勤務時間が長い保育士には少しではあるが上乘せしてもいいということになっている。

【子ども子育て推進課長】

- ◆入所基準はどのようになっているのか。入所選考は点数制で行われていると思うが、23区の場合は両親とも就業していなければならないと思うが、昭島はどのようになっている、どこまで受入れているのか。それに基づき毎年どのように入所見込みを把握しているのか。それに関連して保育料や補助率の見直し、決定がどのように行われているのか。また「児童一人当たりの保育所運営費」の資料で雑入が他市に比べて多いが、内訳を教えてください。【稲垣委員】

- 保育園は家庭でみられないお子さんを預かる施設で、家庭で見られないことが条件であり、市の最低要件としては1か月に64時間以上の就労である。その他、病気、家族介護などいろいろなパターンがある。【子ども子育て支援係長】

- ◆実際に入所されているのはどの程度の基準なのか。【稲垣委員】

- 年齢にもよる。例えば1歳児の場合、0歳である程度定員に達しているので、0歳と1歳の定員の差が通常だと入所できる人数になるが、弾力化運営の場合は0歳で定員より多く入所させている場合もあり、その子たちが持ち上がると1歳児を入所させることが難しい。【子ども子育て支援係長】

- ◆基準を満たしていても空きがないとは入れないということなのか。【稲垣委員】

- すでに入所しているお子さんは継続で持ち上がるのでなかなか空きがなく、入れない場合もある。【子ども子育て支援係長】

- ◆見込みの把握はどの段階でどのように行うのか。【稲垣委員】

- 保育士の数もそうだが面積基準があり定員より余分には入れる園もあるが上限がある。毎年の傾向をみながら人数を把握し見込みを出している。単価については国基準の単価でそれに人数をかけて算出している。【子ども子育て支援係長】

- ◆出生数から算出ということは行わないのか。【稲垣委員】

- 申し込み自体は多くなってきているが入所人数に関しては定員で決まる。【子ども子育て支援係長】

◆ある年に出生数が増え需要が高まって入れるというよりは、既存の体制で受け入れられるかどうかということで決めているのか。【稲垣委員】

○出生数はさほど増えないという認識である。年齢によってかなり違うが、0歳で入所させる方でも出生月で異なるので年度で必ずしも特定はできない。1歳で入りづらいから0歳のうちに入れておこうと考える方もいる。予測はできないが大体前年同様の数字を使えば予算は立てられる。ニーズは申し込み数だととらえている。入れない人というのは毎年どうしても出ており、年度当初に50～60人程度のお子さんが待機児童になってしまうのが実情である。【子ども子育て推進課長】

◆点数的にはどうなのか。【稲垣委員】

○各保育園のその年に入れる人数と、市民からの申込みをすり合わせ、上から順番に入所を決める。機械的に決めるので比較的点数の低い方は待機になってしまう。人口の多い市の中心部や駅近くの園は申し込みが多い。【子ども子育て支援係長】

◆市として他の園に振り分けは行わないのか。【稲垣委員】

○申請書には第6希望まで記入欄があり、それで審査を行っている。第6希望あたりだと「あまりこの園にはいきたくない」とおっしゃる方もいる。【子ども子育て支援係長】

◆それで辞退率は上がるのか。【稲垣委員】

○辞退されるのは年間数名である。ただ、希望の順位が低い園に決まった方は、いったん入所したのちに転園の希望を出す方もいる。【子ども子育て支援係長】

○雑入は公立保育園で職員の給食食材費を徴収したものである。【子ども子育て推進課長】

◆定員についての年度の推移について3～5歳児の定員は減少しているようだが0～1歳児は毎年増えているようである。0歳児、1歳児くらいでは具合が悪くなることも多いと思うが、そういった病児についての保育はどうなっているのか。併せて市内保育所の職員の状況について、24園あるうち18園では看護師がいるが、残りの園は看護師が配置されていない。急に具合が悪くなった場合の対処というのはどうなっているのか。そもそも病児保育が可能な保育所はあるのか。あるとすればどのような形で保育を行っているのか。【竹井委員】

○基本的に保育園は集団保育が可能なお子さんを預かる施設であり、病気のお子さんは預かることができない。万一感染症の場合に影響が大きい。保育園には保育基準があり医務室という場所を設けなければならない、熱が出ればそこに移動させて保護者の方に連絡し迎えに来ていただく。病状が急変した場合には各園で看護師の付添いのもと、病院に連れて行くということも稀にある。病児・病後児については別の施設があり、太陽こども病院と昭和郷保育園というところをお願いしており、双方ともに医師との連携を密にしてもらい、軽症であればお預かりできるような体制をとっている。【子ども子育て推進課長】

◆看護師が配置されていないところは医務室もないのか。【竹井委員】

○通常の民間保育園であれば看護師を配置し、医務室も狭小なスペースではあるが存在する。看護師の配置がないのは小規模保育施設、分園である。看護師については法律上は設置の義務はないが、実際には100人のお子さんを預かるとなると看護師も必要であると認識している。補助金制度からも看護師を置くようにインセンティブを与えている。【子ども子育て推進課長】

◆出生率が減少してもひとり親家庭の増加、女性の社会進出によって保育園入所希望者が減少することはないと思っている。国では子ども子育て支援制度のスローガンとして「すくすくジャパン」がある

が昭島市はキャッチフレーズはあるのか。【古舘委員】

○昭島市では子ども子育て支援事業計画というものを策定しており、その中で「すべての子どもが輝き未来をつくるまち昭島」をタイトルとして掲げている。【子ども子育て支援課長】

◆ひとり親で介護の必要な高齢者がいる家庭もあると思うが、そういった家庭のお子さんを保育所で受け入れるような事例もあるのか。【古舘委員】

○ひとり親家庭のお子さんの入所申し込みは多数あり、入所選考の際はひとり親ということで加点し両親の方と比べ優遇している。【子ども子育て支援係長】

◆昭島市では親の負担を軽減するために市の負担を増やしているということだが、これについてはどの程度市民の方は納得しているのか。【船越副委員長】

○児童福祉審議会では保育料の改定の際に答申をいただいている。なるべく公定価格、国の基準に近づけるようにという内容だった。自治体によっては国の決めた金額で保育料を徴収しているところもあるが、それだと保育料が高くなりすぎるため、基本的にはその半額程度で保育料の算定をしている。【子ども子育て支援課長】

◆半額という根拠は何か。【船越副委員長】

○児童福祉審議会の中での答申である。【子ども子育て支援課長】

◆業務を私立保育園に委託しているということだが各園の運営状況はどのようにチェックしているのか。【船越副委員長】

○法人については独立した運営形態で基本的には任せている。社会福祉法人として税優遇もあるので、過度な積立金がある、労働基準法に違反しているといったことに対しては市として監査部門がある。保育に関しては東京都と市が合同で現地に行く。人数の関係で毎年ではないが指導検査というかたちで訪問している。【子ども子育て推進課長】

◆その結果を補助金に反映させているのか。【船越副委員長】

○今の段階では補助金との連動性はない。【子ども子育て推進課長】

◆例えば問題が見つかった場合、それについてはどうするということは考えていないのか。【船越副委員長】

○かなり大きな問題になれば都や市の指導が大きく関わってくる。最悪の場合には保育園としての確認を取り消すということになり、こちらとしては委託料を払えなくなるので園は廃園となるが、それをしてしまうとそこに入所の問題もあり、現実にはそういうことはできないと考えている。市の指導、立ち入り、理事の変更、理事長の交代、甚だしい場合はそうなると考えている。【子ども子育て推進課長】

◆認可外の保育園はあるのか。【船越副委員長】

○市内に1カ所ある。運営については東京都に届出があり、都から市に通知がある。認可外についても都は立ち入り検査を行い、その際に市の職員も立会いをしている。【子ども子育て支援係長】

◆他の自治体で子どもを縛って死なせてしまうというような事件があったがそういったケースはないと思うが、所沢市では育児休業中に子どもを退園させるということで問題となっているが、昭島ではどうなのか。【船越副委員長】

○育児休業期間中については出生後1年までは認めている。それ以降、最長で3年取得することができると思うが、3年取得するということがあらかじめ分かっている場合は退園して再度申し込みいただ

くようにしている。【子ども子育て支援係長】

◆それで特にトラブルなどはないのか。【船越副委員長】

○施設の収容能力、待機児童、お金の問題がクリアできていれば、そういった苦しい問題は起きないと思うので、所沢市も大変だとは思う。【子ども子育て推進課長】

◆育児休業中は分かったが、失業した場合はすぐに退園させるのか。【稲垣委員】

○保護者の方が失業した場合は認定要件を就業から求職中に変更し、引き続きお子さんをお預かりしている。求職中は3か月を目途に新たなお仕事を決めていただくことになる。2か月半くらいで保護者から就職活動の状況を確認させていただく。その後は状況をみながら保育をしていくが、1～2歳児は待機児童が多いため、就労している方を優先させていただく。入所児童が4～5歳児であれば、そこで退所させるのは就学につなげるのによくないので通っていただくこともある。【子ども子育て支援係長】

◆それでは質問は以上とする。評価シートをご記入いただきたい。【和田委員長】

記入後、連番で評価発表。

◆以上で終了とする。本日はありがとうございました。【和田委員長】

事業番号3 社会福祉団体補助等事業【説明員：大貫生活福祉課長、久保田福祉推進係長】

福祉推進係長より事務事業評価（外部評価）説明シート、事務事業評価（内部評価）シート及び資料に基づき事業の説明を行った後、質疑応答に入った。

《質疑応答》

◆保護観察協会についてその事業内容がよくわからないということと、事業の実績と成果欄に社会を明るくする運動市大会協力団体数が7団体とあるが、補助を出していることに対する実績がこれしかなく、結果がよくわからない。北多摩地区保護観察協会があって負担金を出さなければならないという以外の支出の根拠について伺いたい。【稲垣委員】

○保護司会への補助及び保護観察協会負担金の支出については、昭島市保護司会の事務局として行っている。あくまでもその事業のとりまとめである事務局であり、実際の主たる目的である保護観察については個々の保護司が保護観察所の保護観察官と協働で行っており、その業務自体に関しては市として関与はしていない。内容については関与していないが活動を支援するために補助をしている。そのため、その保護観察の状況については把握していない。犯罪を未然に防ぐために保護司会主体で社会を明るくする運動を行っており、その事業については市と保護司会が協働し、市長が実行委員長を兼ねる。その中で各事業者、個人、いろいろな方に協力いただき、年間を通して活動しており、7月を強化月間として主体的に取組み、犯罪防止、犯罪者の更生に関する理解を深めるために行っており、その部分が補助の対象となっている。【生活福祉課長】

◆それでは77万7000円は社会を明るくする運動に使える費用であって、その運動についてはそれ以外に一切費用を出していないということなのか。【稲垣委員】

○保護観察協会ができたのが昭和27年でその当時、保護司会の活動をサポートする機関としてこの観察協会があったものと認識している。今現在各保護司会が力をつけてきた中で保護観察協会が主導となって保護観察事業に対して対応しているようには見受けられない。費用面で各支部が活動するための資金を調達する機関という働きを担っていると認識している。もともとは各支部を助ける、保護司活動を助長する形で活動していたようだが、お金を集めることが主体となっているように見受けられる。

【生活福祉課長】

◆お金を集めてどうするのか。【稲垣委員】

○いったん集めて各支部に人口規模に応じて配分している。【生活福祉課長】

◆配分された後にどのように使っているかを聞いているのであって、これまでの説明より、社会を明るくする運動とは別に行っているということだと思うが、それが分からないと最終的に何に使われているかわからないものに対して補助を出すということになり、それは問題だと思う。保護司会、保護観察協会がこの負担金を受けて何をしているかということについて、前回もお話しさせていただいたがどういった活動をしていて何に使っているかということをきちんと把握して説明していただきたい。

【稲垣委員】

○保護観察協会については毎年総会がありその中で活動内容等の報告がある。現実的には各市から負担金を集めて各支部の保護司会に配分すること以外は今現在行っていないのが実情である。【生活福祉課長】

◆ということは配分されたお金がどう使われているかということは市として把握されていないということなのか。【稲垣委員】

○昭島市保護司会総会資料を基に、市からも別途補助金を支出しているので、昭島市の保護司会については活動を把握している。【生活福祉課長】

◆二重に払っているということにもなりかねないと思う。【稲垣委員】

○客観的にみればそうだが、昭島市の保護司会に支出している9万2000円については社会を明るくする運動に使用されている。保護観察協会から配分された資金については保護司会の全般的な活動に使われているものと認識している。【生活福祉課長】

◆全般的な活動とは何か。【稲垣委員】

○保護司会は活動の中で部会を持っており、保護司が保護観察の技能を上げるために研修、後方活動、学校、自治会など関連機関に出向いての活動、学校と連携し相談研修を持つなどいろいろな活動をしている。部会とは別に保護司会全体としての研修もある。昨年場合は生活環境の調整の研修、秘密の保持、保護観察対象者の転居の研修と研修のテーマを決めてそれぞれ研修を行っている。これについても研修の講師などを招き実施している。保護活動も保護司会の中での活動の1つで、更生保護施設への支援、その支援の中で図書等の購入、施設に出向いての支援もある。社会を明るくする運動は保護司会の活動の中の大きなものの1つで市大会は一つのイベントである。7月の休日1日を使い市民ホールで、社会を明るくする運動の啓発活動を行う。中学生、民生委員、更生保護女性会、障害者団体も入っていただいての啓発活動で、団体の協力を得ながら運動を実施している。保護司会への補助金はそちらに充てられている。【福祉推進係長】

◆保護司会は9万2000円だけで活動が成り立つのか。【稲垣委員】

○実際に見ると社会を明るくする運動市大会の協力団体について、イベント当日に協力団体に来ていた

だくだけではなく、謝礼を支払ったり、中学生に吹奏楽で演奏していただくことも多く、楽器の運搬、出演者の昼食代にかかる経費もあり、それは別の予算である。【福祉推進係長】

◆寄付と補助金で賄っているのか。【稲垣委員】

○補助金と社会を明るくする運動事業費として、今申し上げたものとは別に購入すべき消耗品など市で予算化しているものがある。【福祉推進係長】

◆保護観察協会への負担金の使途について、毎年具体的に何に使われているかその内容の報告はあるのか。【稲垣委員】

○実績と次年度の計画はいただいている。【福祉推進係長】

◆そうであれば評価シートの事業実績と成果欄に協力団体数のみを掲載するのはおかしい感じがする。【稲垣委員】

○実際何を実績とするかに迷い、補助金として9万6000円保護司会に補助している分があるので、そちらにあたっているもの、この市大会の協力団体があったのでそれを記載させていただいた。【福祉推進係長】

◆平成26年度決算額をみると身体障害者福祉協会の額が大きいということが見受けられる。この中で交流事業、研修等にかかる経費補助となっているが、障害によって社会に出る機会が制限されがちな方々にとって交流事業が一定程度必要と理解しているが、研修はどのような内容で行っているのか。【竹井委員】

○研修については近隣の障害者施設の見学、福祉講座としてテーマを決めて協会が主体となって行っている。【福祉推進係長】

◆対象は誰なのか。【竹井委員】

○福祉講座については協会のメンバー以外にも参加を希望される方、施設見学については協会のメンバーのみで参加費を徴収して行っている。【福祉推進係長】

◆聴覚障害者協会補助金については内容に手話通訳者養成とあり、当事者ではなく当事者をサポートする側を養成することに対して補助しているということが分かるが、これにも研修等とあり、この研修内容はどのようなものなのか。【竹井委員】

○聴覚障害者の方々が手話通訳者のまとまりを目的として養成事業で講習会等も行っているが、手話言語法の学習会というのは、手話言語法というものを国の法律として制定してほしいという取り組み、考え方を持っている会員がそういった内容についての研修を実施している。【福祉推進係長】

◆これらの団体は市から補助を受けているが、社会福祉協議会からも助成金を受けていると思う。それぞれから給付される額はどのくらいか、また、市と社会福祉協議会の助成金の配分はどのように決定されるのか。【竹井委員】

○社会福祉協議会からの補助金については聴覚障害者協会が9万5000円という報告を受けており、聴覚障害者協会の事業について先ほどの研修などの事業について、市と社会福祉協議会の補助金合計額が19万ほどだが、それ以上に事業費がかかると聞いているので金額についてはそれに見合った額ということで補助させていただいている。【福祉推進係長】

◆事業を行う上で十分と言える金額なのか。【竹井委員】

○事業に見合った金額として補助している。【福祉推進係長】

◆身体障害者福祉協会への社会福祉協議会からの補助はどの程度なのか。【竹井委員】

○身体障害者福祉協会へは市と同額で20万4000円補助している。実態として市と社会福祉協議会で半分ずつ補助する形式となっている。【福祉推進係長】

◆毎年度同額程度の補助のようだが活動内容に見合った額になっているかどうか、活動内容を見て決めているのか。【竹井委員】

○活動内容を見た中で判断しているが、市の財政状況から考え、しあわせ会や遺族会など事業規模が縮小している団体に対しては補助金も減らしている。この金額が続くかということに関しては団体によっては余剰金も生じている中、内容も精査し進めていく必要がある。過去においては福祉政策の遅れを補完するものとして補助していたが、現在では福祉政策でカバーできるようになり、周囲の理解も進む中、団体の活動に市がどれだけ援助する必要があるかというところは、もう少し考えていかなければならないと感じている。【生活福祉課長】

◆聴覚障害者福祉協会補助金について、手話言語法の獲得に向けて聴覚障害者やその支援者が努力していることは理解した。この法律が通った後にはさらに手話通訳者が必要になり、手話通訳者の養成のためには今後もっと経費がかかると思われるが、そのあたりについて補助金の増額も含めて検討しているのか。【竹井委員】

○手話言語法について実務上行政としてどのように取り組むべきかに関しては障害福祉課でも検討している。相対的にはこちらでもかかわる必要があるが障害福祉課の範疇であり、障害者団体の意見を聞きサポートはするが積極的に施策を考えるのは担当課の主導になると思われる。【生活福祉課長】

○補足させていただくが、障害福祉課では手話通訳者養成事業委託として26年度は71万5000円計上している。【財政課長】

◆社会福祉団体補助と自治会への補助は市民の草の根的自立意識から発生したものと考えられるが、これらの事業で重複している、あるいは一緒にした方が効率的と思われる事業はあるのか。【古舘委員】

○昭島市民であれば自治会会員の方もいると思われ、関わりがないとは言えない。赤十字奉仕団の活動には自治会と協働で行う事業もあり、いろいろな形で関与はしているが自治会に対する補助と直接かわっているかどうかの検証はしていないが、重複しているという考えはない。【生活福祉課長】

◆市役所内で事業を統合したという例はあるのか。【古舘委員】

○具体的に何がというのは手元に資料がないので申し上げられないが、組織改正に伴い統合した事業もある。【行政経営担当課長】

◆昭島市社会福祉団体補助金交付要綱第2条に保護観察協会が入っていないがなぜか。【船越副委員長】

○事業として社会福祉団体補助等事業と一括りになっているが保護観察協会については補助金ではなく負担金として支払っており、そのため補助金交付要綱には含まれていない。【生活福祉課長】

◆そうであれば社会福祉団体補助等決算一覧に掲載しない方が良いのではないか。【船越副委員長】

○市の予算の考え方が事業別になっているため、保護観察協会関係予算も社会福祉団体への補助金も一括りになっているので事業評価は予算科目別の評価となっているので、この事業費内のすべてをここに記載させていただいた。【福祉推進係長】

◆社会を明るくする運動と社会福祉団体補助は別の事業ということだが、それ以外の関連事業はあるのか。また社会を明るくする運動はどの部署が担当しているのか。【船越副委員長】

○関連事業はそれだけで、社会を明るくする運動は生活福祉課で担当している。【福祉推進係長】

◆事業の内容と予算がずれているような気がする。補助金なら補助金だけにした方が分かりやすい。負

- 担金も含めるのはおかしい感じがした。それから保護観察協会の負担金の根拠は何か。【船越副委員長】
- 前年度の10月1日現在の人口に対し人口×7円ということで、協会で決めている。【福祉推進係長】
- ◆保護観察協会以外の団体はチェックが行えると思うが保護観察協会への負担金はそういったことができず、問題のように思える。言われるままに負担金を出すことにに対してはどうお考えか。【船越副委員長】
- 保護観察協会は全国的にある組織であり、こちらとしてはどう変えていくべきなのかという具体案がない状態である。総会には出席しており、そこでどう問題提起していくかについては今後の課題であると感じている。【生活福祉課長】
- ◆保護観察協会への負担金がこの事業費の中で多くを占めているので、自分としては疑問に思った。【船越副委員長】
- ◆保護観察協会への負担金を応分に出し、昭島支部にはどれくらい配分されているのか。【和田委員長】
- 27年度予算では昭島支部に38万4600円と計上されている。【生活福祉課長】
- ◆保護観察官と保護司の活動内容について伺いたい。【和田委員長】
- 保護観察官は国家公務員であり、この下につき個々のケースで保護観察官から指導・助言を受けて活動するのが保護司である。【生活福祉課長】
- ◆保護観察官の給与等は国から出ると思うが、その活動のために負担金の残り半分が使われているということなのか。【和田委員長】
- 先ほど38万4600円が昭島支部に配分されていると申し上げたが、保護観察協会から西地区保護司会にも配分されており、27年度の予算額は170万5300円である。【福祉推進係長】
- ◆西地区保護司会はどのようなことをしているのか。【和田委員長】
- 西地区保護司会は各分区の組織強化のために指導・助言を行う機関である。各地区の保護司がまとめて研修することがあるのでそのとりまとめを行う。【福祉推進係長】
- ◆研修・見学会のとりまとめとその費用を協会が負担しているということなのか。あと、昭島支部に38万円配分されるということだが、昭島市から保護司会への補助金が9万2000円あり、それらで保護司会が運営されていると考えていいのか。【和田委員長】
- 取りまとめの費用は協会の負担である。また、昭島市保護司会はそれらのお金で運営されている。【福祉推進係長】
- ◆自分からの質問は以上である。それでは評価シートの記入をお願いしたい。【和田委員長】

記入後、連番で評価発表。

- ◆以上で終了とする。本日はありがとうございました。【和田委員長】

事業番号2 自治会等補助事業【説明員：小松生活コミュニティ課長、小池市民活動推進係長、細谷市民活動推進係主任】

生活コミュニティ課長より事務事業評価（外部評価）説明シート、事務事業評価（内部評価）シート及び資料に基づき事業の説明を行った後、質疑応答に入った。

《質疑応答》

◆加入率について、世帯ベース、人口ベース、面積ベースで考えた場合、それぞれどのくらいの加入率なのか。40%とは何ベースの加入率なのか。加入していない60%の市民に対して、市民サービスの提供などで実際に問題が生じているのか。自治会以外にコミュニティ協議会があるということだが役割分担があるのか。関連して自治総合センターのコミュニティ助成金について、何を根拠に助成金が出ているのか。自治会の数、コミュニティ協議会の数等どのようなところで助成が出ているのか。自治会費について、実際の運営費のどのくらいを占めているのか。前回、自主防災組織などがありそれぞれ会員が重複しているという話があったが、そういった他の目的の地域組織に対する補助金と自治会に対する補助金と、それぞれどのように整理されているのか。最終的には同じところへの補助が別々に行われているだけの様な気がするが、それに対してどう整理しているか。電気料の話があったが、補助金を出すくらいなら直接支払いができないのか、または太陽光発電などで電気料金がかからないようにすることは可能か。最後に自己評価の中で「自治会の活発な活動が欠かせない。また、その活動へ支援することは、行政と地域の連携に必要不可欠である」とあり、自治会制度が必要であるという意味だと思うが、自治会の活性化なり政策目標に対して生活コミュニティ課が行った様々な施策がどのような効果を出しているかということの自己評価だと本来は思うのだが、その観点からみるとこの自己評価はどのような評価なのか、お伺いしたい。【稲垣委員】

○加入率について、26年度の加入世帯数が2万524世帯。市内全世帯数で5万1617世帯。この数字に基づき加入率を出している。人口11万2793人（26年4月1日現在）に対しての自治会員数は把握していない。面積について、マンション1棟丸々加入していないということもあれば、都営団地で地域的に自治会を脱退したところもある。それらを全て面積で出すのは難しいと感じており、把握できていない。【生活コミュニティ課長】

○コミュニティ助成事業について、財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献・広報事業として行っている。内容は一般コミュニティ助成、コミュニティセンター助成、地域防災組織などいろいろあり、その中の一般コミュニティ助成事業としてコミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業という項目の中で自治体の掲示板を挙げてこの助成金をいただいている。【財政課長】

◆事業に対してもらっているのか。【稲垣委員】

○事業に対しての補助金であり、一般財源を補完するものではない。【財政課長】

○個々の自治会で会員から徴収している自治会費が全体のどのくらいを占めているかということについては手元に資料がないのでこの場ではお答えできない。【生活コミュニティ課長】

◆運営費の大体どれくらいを自治会費が占めているのか。基本的に共助団体なので、個々の自治会の運営費や徴収している金額も違い、自前で賄えるところもあるかもしれないのにもかかわらず、一律に同じ割合で補助を出すのはどうなのか。それと他の補助金とをどのように整理されているのかを伺いたい。【稲垣委員】

○世帯数に応じて補助を出している。個々の自治会がその中でどのような運営をしたいか、いろいろな事業を実施したいということであれば会費の額も上がるし、事業数が少なければ自治会費は下がる。市としては人口×単価で算出した金額を補助している。次に他の補助金について、先ほどから挙げられている自主防災組織について、あくまでも自治会と自主防災組織は異なる組織である。メンバーが

重複しているということはあるが、自主防災組織に対しては補助ということではなく物品の貸与で事業を行ってもらい、金銭的な補助はしていない。【生活コミュニティ課長】

◆自主防災組織として組織する意味はあるのか。【稲垣委員】

○自治会は自治会員だけを救助対象としてしまうこともある。自主防災組織であれば会員でない方々も対象となる。最近では自治会会員とそうでない人を厳密に区別する傾向は薄れてきたが、東日本大震災以前は自治会が防災訓練を実施する際に、例えば避難所となる学校に入ってくるときに避難者として受け入れて物品を配るのは自治会員だけという考えの方も過去にはいた。震災を受けて誰でも受け入れなければならないと考え方を改めていただいているところだが、そういったこともあった。【生活コミュニティ課長】

◆最近ではそのように考え方が改められているのであれば、少し整理していくべきだと思う。【稲垣委員】

○電気料金の直払いについて、あくまでも所有しているのは自治会であり、それを市で直払いというのは難しい。【生活コミュニティ課長】

◆例えば市でまとめて一括払いをすると割引をするというような制度はないのか。【稲垣委員】

○所有権の問題もあり、あくまでも防犯灯が必要だというのは自治会が地縁的な面で考えて設置しており、その中で市も支援していこうということで補助をしている。次に自己評価の件について、どう効果が表れているか、それぞれの自治会に対してこちらとしても逐次見ていかなければならないと考えている。実際には100の自治会があり、活動形態もまちまちで、高齢化によって存続も難しいというところもあるので、一律にではなくて、そういったところにこちらとしても支援ができないかということを考えていかなければならないと感じている。【生活コミュニティ課長】

◆今までのやり方での成果というのはどうなのか。【稲垣委員】

○個々の自治会というよりも自治会連合会という上部組織があり、これまではそのブロックを通して個々の自治会に接してきており、それぞれの自治会の意見も自治会連合会というフィルターを通してきていた部分もあるので、今後は直接話を聞く、一緒になってやっていくということを考えていかなければならない。【生活コミュニティ課長】

◆自治会に加入していない人たちに関してはどうなのか。これは自治会への補助の事業だから関係ないのか。【稲垣委員】

○あくまでも自治会への補助事業だが、先ほど申し上げた加入促進については、対象は未加入者になるので、加入促進そのものが非自治会員への働きかけになると考えている。【生活コミュニティ課長】

◆内閣府の文書の中に地方公共団体との連携・協働とあり、第一が町内会・自治会と地方公共団体との連携・協働となっているが、昭島市は地域づくりの担い手としてどのように自治会をとらえているのか。【竹井委員】

○昭島市は現在ほぼ100%の地域で自治会が組織されている状況である。100の自治会があって地縁的共同体ができている。そういった中で地域の話ダイレクトに伝えられる不可欠な存在であり、市としては地域を活発化させるためには自治会という手法が必要と考えている。【生活コミュニティ課長】

◆地域安全、災害救助の面で、子ども会、老人会、自主防災組織というのは自治会の下部組織と認識していたが、それらはすべて別組織ということによいのか。【竹井委員】

○自主防災組織に関しては自治会がベースになっているが、老人会、子ども会は別の組織になっている。他市では自治会の中で高齢者や子どもの部門があるということもきいてはいるが、昭島市においては

別組織になっている。【生活コミュニティ課長】

- ◆子ども会も老人会も自治会に入らなくても加入が可能であるならば、未加入者が自治会に入るメリットがどこにあるのか。防災、災害救助に関しても特に自治会に加入していなくても大丈夫というと、自治会のメインになるもの、魅力が何なのか分からなくなるが、どういうことなのか。【竹井委員】

○組織同士の連携と考えている。それぞれの組織、老人会や子ども会だけではなくて防犯協会、消防団とも会議を持つようになってきて、その中で各々の組織を理解して自治会として何ができるか、何を支援していくかということを模索しているところである。【生活コミュニティ課長】

- ◆隣に新しく越して来た方に対し、自治会長から自治会加入を促すように言われたが、何と言ったらよいのか。説得力のある勧誘の言葉が思い当たらず困っている。自治会の存在意義というものを具体的にわかりやすくお話しいただきたい。【竹井委員】

○自治会の活動の中で防災ということが大きな部分を占めている。市の防災の取組の中で、学校の避難所の運営の主体となるのが地縁的な組織である。自主防災組織という名前で行っているが、実際に動いているのは自治会であり、自治会主体の避難所の運営というものを考えている。そのための訓練を行わなければならない、現実的には自治会が主体である。【生活コミュニティ課長】

- ◆実際問題として自治会の加入率を上げたいのと思うが、自治会に入っていないなくても自主防災組織があつて、災害時でも救助・物資配給の対象になる。自治会に入ると役員を引き受けるのが面倒だというのと同じようにそこでも役割を分担しなければならないが、そんなことをしなくても災害時には物資が支給される。何もしなくても必要に応じて面倒をみてもらえるのなら、面倒なことはせずメリットだけを受けたいという人たちもいっぱいいると思う。その中で自治会に入るメリットがあまり思い当たらず、説得力がまだ欠けるように思える。【竹井委員】

○解決策の1つとして特典カードが挙げられ、自治会加入者への特典を作って活動を始めているところだが、災害の話であれば、行政からの発信以外にその地域でこういったことをやっているかという情報は自治会に入っていないければわからないこともある。自治会独自の訓練に参加しておけばいざという時の備えになるように感じている。【生活コミュニティ課長】

- ◆自治会の中で行われる訓練の実施については回覧版で知らされるが、回覧できるのは加入者のみである。未加入者はそういう活動があることを知らないのだから当然参加はしない。だとすると自治会で行っている活動を知らずに終わってしまう。活動内容をより具体的に広く知らせていく工夫があればと思う。【竹井委員】

○掲示板を設置して多くの方に見ていただきたいと考えている。自治会によっては役員の方々が積極的に取り組んでいただいているところが多い。そういった方々が未加入者に対しパンフレットを渡し説明を行う中、加入促進に取り組んでいる。そういった運動は支援していかなければならないと感じている。【生活コミュニティ課長】

- ◆地域によっては高齢化が進んで、役員を引き受けられない高齢者が多い。しかし、この先何年か単位でみても若返る要素がないように感じている。そのような意味で自治会の存続が危惧される。それに対して市では何らかの支援策を考えているのか。【竹井委員】

○自治会によっては高齢の会員を役員にしないように取り計らっているところもある。組織的に見守りをしていくような感覚での取り決めである。【生活コミュニティ課】

- ◆見守りする側も高齢になってきて誰が肩代わりをするかという問題が発生する。自分の地域の場合は

「組」があって、これまでは単独の組だったのが、今度は複数の組が一緒になることによってどうにか動ける人を確保して行く方針である。しかしながら、組と組が結合しても、実際に活動できる人員が増えるかというところでもない。心細い感じが否めない。【竹井委員】

○組とか班、自治会同士の中でも見守り、お互いを支援しようといったところで模索が始まっている状況である。【生活コミュニティ課長】

○一番肝心なのは高齢化が進んでいるとは言っても若い方もいて、その方たちが加入しないことが問題となる。だからこそ加入のためにどう力を出せるかというところで、そのあたりの配慮、工夫が問われてくる。市がどのようなアイデアを出し、何らかの形で支援を考えているのか、というところを伺いたい。【竹井委員】

○世代的に動けるということで、避難所の運営の場合ではPTAも関与しており、協働という方向で何かできることはないかと考えているところである。【生活コミュニティ課長】

◆自治会は地域のコミュニティ力を高めるという意味で非常に身近な問題で、お二方の質問も、自治会をどうするかという本質論に入ってきている。しかし時間の制約もあり、この短い時間の中で答えを見いだすのは至難の業だと思うので、質問は手短にお願いしたい。【和田委員長】

◆自治会数100、加入率39.8%は理想的な数字と捉えている。その中で市民部職員の自治会加入率50%というのは評価できる。加入世帯数は20,524。市内全世帯数51,617、人口112,793人という1世帯当たり2.1人になる。グラフにすると加入世帯数で一番多いところはどこ（何人世帯なのか）という資料はあるか。次に自治会は政治的に中立なのか。それからシルバーセンターの会員組織は自治会に加算されているのか。シルバーセンター主催イベントではセンターから補助が出ることが多い。経費を削減する中に行っているがどうなのか。【古舘委員】

○加入世帯の人員構成の資料は特に作成していない。自治会は地縁的なところでの活動なので政治的には中立である。シルバー人材センターとは活動そのもの、組織的にも別のものである。【生活コミュニティ課長】

◆電気料、借地料のところで、あくまでも会館の所有権は自治会にあるにもかかわらず補助を出しているというのがよくわからない。自治会の中で負担するものではないのか。なぜそういう補助の仕方になっているのか。【船越副委員長】

○自治会活動の中で当然会議をすることがある。場所が必要になり建物を建てれば費用が掛かかる。地縁的なところで自治会活動を行ってもらうというのは行政の細分化したところの活動であり、その活動に必要な経費を補助していくという考えである。【生活コミュニティ課長】

◆自治会の方が補助して欲しいと言っているのか。【船越副委員長】

○市としての考え方である。自治会の方でも自分たちの会費だけでは賄いきれないところもある。【生活コミュニティ課長】

◆補助するのだったら、そして自治会の活動を活発化させたいのであれば、自治会の活動、事業に対して補助の方が効果的と思われる。会館がサロン化、一部の決まった人が使っているようなイメージがある。そうではなくて具体的な事業をやりたいから補助してほしいという方が自治会の活動が活発化して会員の方もやる気が出ると思われるが、そういった考えはあるのか。【船越副委員長】

○自治会の集会施設がサロン化しているということはこれまで聞いていない。実際には定期的な会議が開催されており、いろいろなことをテーマに話し合いが進められている。間接的なところで自治会補

助金というのは単一自治会への補助であり、その中で自治会ごとに考えてこの取組にどれだけの補助を充てるかというのは自治会側で考えていただいている。【生活コミュニティ課長】

- ◆防犯灯の維持管理費に関連して、昭島市の事務事業の中には街路灯維持管理という別の事業がある。資料をみると例えばつつじが丘の東、西、北というのは集会施設がないようだが、集会施設がない自治会には別途補助があるようだが、自分としては、防犯灯は集会施設の前に街路灯のようなものがあるものと考えていたが、集会施設のない自治会に防犯灯の維持管理費の補助を出しているのはどうしてなのか。こういうところに関しては街路灯維持管理の事業の中に統括していくべきではないかと思われるが、そういった点で見直す必要性は感じられるか。【和田委員長】

○自治会の中で防犯活動をしたり、防災活動をどのように捉えていくかによっても違う。これは防犯灯だが、そうではなくてたとえば防犯カメラを設置するということも今後あるかもしれない。自治会は地縁的なところで考えて行っており、市の施設でないので市がやるというのは難しい。【生活コミュニティ課長】

- ◆時間が大分オーバーしているのでこれで委員からの質問は終わりにする。それでは委員は評価シートの記入をお願いしたい。【和田委員長】

記入後、連番で評価発表。

- ◆以上で終了とする。本日はありがとうございました。【和田委員長】

事業番号1 消防団活動事業【説明員：永井防災課長、加藤消防担当係長】

生活コミュニティ課長より事務事業評価（外部評価）説明シート、事務事業評価（内部評価）シート及び資料に基づき事業の説明を行った後、質疑応答に入った。

《質疑応答》

- ◆自己評価の中で課題をかかげられているが、団員の勧誘、技術取得などの課題についてはこれまでどういった取組をしていて、どのような問題があったのか。また自己評価をするとどういった評価になるのか。消防団員に入団するのはその地域に居住していて活動する意欲がある人ということだが、これまでどういった人に声掛け、勧誘、PRをしてきたのか。【稲垣委員】
- 課題の中で、団員のサラリーマン化については本市だけではなく全国的に問題となっており、団員数が減っている状況である。仕事を持ちながら消防活動を行う中で職業的にも以前は農家、地元での仕事をしている方が多かったが、今は居住地域外での仕事が多く、団員の確保が難しい。高齢化が進み、若い方の入団が少ない。機会あるごとにPRし、入団希望者には実際に活動を見ていただくといった取組を行っている。【防災課長】
- ◆具体的に高齢化の進展を防ぐために若い方をどのように勧誘しているのか、サラリーマン化への対応、例えば団員でも都心に勤めていてなかなか活動に参加できないのであればそれを補完するような人のまわり方だとか、課題に対して具体策をどの程度やってきたのか。勧誘に関しても入団希望者が来なければ特には行ってこなかったのか。【稲垣委員】

○現在ほぼ定数を満たしている状況であるため、定数に満たない時には、市のイベントの中でブースを設けて消防団の募集・PR活動をしたこともあった。活動のDVDを流したり、興味のある方に対し声掛けを行ってきた。【防災課長】

◆自治会やまちづくり協議会の会議の場で説明を行ったことはあるか。【稲垣委員】

○そういったことはしていない。【防災課長】

◆今後、どういう風に活動すれば希望者が増えるような取組ができるのか考えているか。これまで通りのことを続けていくのか。募集・PR活動の実績・成果は記録としてとっているのか。【稲垣委員】

○今後もこれまでの取組を続ける予定である。実績など統計的に取ってはいない。高齢化の進展により、団員の最高齢は64歳である。昭島市は定年制はないが、動ける若い団員を確保するためにイベントなどの機会を利用し、新しい団員の確保に努め、統計も取りながらPRに努めたい。【防災課長】

○若い団員の勧誘については消防団員と連携し検討している。若い方は市外に努めている方が多く、どうしても昼間の火災の時に出勤できない。そういう方が多いのは組織上好ましくないので、できるだけ市内で働く方を優先し、各分団と連携しながら勧誘に努めている。【消防担当係長】

◆昭島には商工会議所の青年部、青年会議所のようなものはあるのか。そのメンバーは消防団にいるのか。【稲垣委員】

○団員にも数名はいるが、その中で勧誘もしてもらっているが、入団までには至っていない。【消防担当係長】

◆毎年同じ課題を挙げていても政策評価の意味がないので、対策はあるのかと思って質問させていただいた。以上である。【稲垣委員】

◆団員候補としては在住在勤が望ましいのと思うが、これまでイベントでPRを行った中ではアンケートは取っているのか。将来団員になりたいとか、団員になりたくない場合はどういう問題があるからなりたくないのかとか、そのあたりを知るのは大事なことである。訓練や教育活動も大事だが、何がネックかを知るためにはそういったことを知る必要があるのではないか。それと在住在勤でないと難しいとは思いますが、そうでなくてもできること、必要なことというのは全くないのか。【竹井委員】

○これまではそういったアンケートをしたことはなく活動の説明に終わっていた。今後はいただいたご意見も参考にさせていただきたい。在勤在住でなくてもということで、機能別消防団員という話も出ている。大きな災害時にのみ活動する団員もあり、機能別消防団員についても検討していかなければならないと考えている。分団と協議し団員の確保に努めていきたい。【防災課長】

◆女性消防団員の登用が進んでいるということだが、その女性団員の皆さんはどのような動機で入って、どのような環境にあるから活動できているのか。【竹井委員】

○興味のある方、市民へのPR活動や応急手当の指導にあたりたいという気持ちのある方に入っていたき、訓練などで機会があれば消防署と共に活動している状況である。【防災課長】

◆正規の団員でなくても予備団員・準団員のような方がたくさんいた方が安心できるように思えるが、正規ではなく控えている人たちがいるような状況を作る構想はないのか。【竹井委員】

○今のところは興味がある方、入団を希望される方の連絡先を聞くなどはして確保に努められればと考えている。【防災課長】

◆前回の説明から警防団が警察と消防団に分離したものと理解したが、警察署員の身分も消防団員と同じなのか。次に市内を走る消防車の横には東京消防庁と書いてあるが、消防車の購入の際には東京都

も負担しているのか。【古舘委員】

○消防団のポンプ車については昭島市の予算で購入し、購入にあたっては防衛省からの補助も充てているが、東京消防庁の消防車については、市が東京都に消防事務を委託しており常備消防費として支払う中で購入も行っている。【防災課長】

◆昭島消防署と書いていないのが気になる。【古舘委員】

○消防団のポンプ車は昭島市消防団と書いてあり、消防署の消防車には東京消防庁と書いてある。【防災課長】

○身分について、警察署員については国家公務員、東京消防庁の消防士は東京都の職員になるので地方公務員、消防団員は非常勤特別職の地方公務員となっている。【消防担当係長】

◆団員の負担軽減について伺いたい。【船越副委員長】

○月2回の設備点検、休日の防災訓練、年末の特別警戒、火災予防運動など、主に平日夜間や土日に活動していただいている。団員の方からは軽減というよりはPRをして活動を知っていただきたいという要望の方が強い状況である。【防災課長】

◆いつ火災が起こるかわからないから常に緊張している状態にあると思われるが、隔月で担当するなどそういった分担するような体制ではできないのか。【船越副委員長】

○火災によっては担当分団が決まっているが、団員の気持ちとしては自分たちの町を自分たちで守りたいという方が集まっており、知らせがあればすぐに現場に駆けつけられるような心構えでいて、そのように対応してもらっている。【防災課長】

◆先ほどの竹井委員の質問にもあったが予備というか補充人員をおくというような考えはあるのか。【船越副委員長】

○そうなってくるとその人員の身分や手当などについても考えなければならず、団員でない方に対しての何かあった時の保証の問題もあり、今の段階では難しいように思われる。【防災課長】

◆消防少年団の昭島市の状況を伺いたい。【和田委員長】

○本市が行う事業の中で市民に対する啓発、火災予防、防災訓練、出初式などに参加していただき、小さい頃から防火防災に対する教育をしている。【防災課長】

◆消防少年団は消防署の管轄下にあるのか。【和田委員長】

○市から直接補助というのはなく、本部は消防署の中にある。【防災課長】

◆団員は非常勤特別職の地方公務員ということだが、例えば退職金や年金はどのような扱いなのか。【和田委員長】

○退職金については東京消防協会の基準があり、階級での団員歴などを考慮して支給される。年金については本業の方でかけているものや国民年金からの支給である。【防災課長】

◆市民の安心安全を守るためのものの1つとして消防団員があり、交通安全協会がある。交通安全協会についてはそこで必要な経費は自分で負担していることが多いという説明だった。消防団員は市から支払われているが活動に比して報酬額が少ない。昭島市は平均的なので昭島市がどうというのではなく全国的に低い感じがした。団員の方は年間9万6000円の報酬で、1カ月でみると8000円。月2回のメンテナンスや、イベントがあればその参加の他に準備などもあると考えられ、平均すると月5回くらい出てその報酬が8000円ということになる。【和田委員長】

○火災や訓練で出動した場合には出動手当があり1回につき2900円である。また、団の運営にかか

るものについては市から各分団に対し運営交付金を支払っている。【防災課長】

◆いずれにしても団員に対しては固定給が月 8 0 0 0 円、出動に応じて 1 回 2 9 0 0 円、火災などの出動では最低でも 1 ～ 2 時間は拘束され、団員側からは待遇についての要望はないということだが、市側では団員の待遇をどのように考えているのか。【和田委員長】

○他市と比べて極端に少ないということであれば考えなければならないが、今のところは特に変更するということは考えていない。【防災課長】

◆消防団活動事業の対象は消防団員となっているが、この事業の対象を市民にまで広げていくといった考えはあるか。自分自身も消防団員が身近にいて活動は見えていたが待遇については分かっていない部分があった。今回この事業の評価にあたり説明を受け内容が分かって、実によくやっていると頭の下がる思いがした。そういったことを市民は知らない。交通安全協会にしても消防団にしても市民の安心安全を見守るために身銭を切ったり、報酬を考えないで安全のために力を注いでいただいている方の存在を P R することは、目に見えないところで地域のために努力している方がたくさんいるということの P Rにつながる。もう少し市民への P R という領域を広げることも必要だと感じた。【和田委員長】

◆昭島防火防災協会補助金がなぜ消防団活動事業の中にあるのか。どのような団体なのかもよくわからない。活動実績の報告は来ている把握できているのか。【稲垣委員】

○昭島消防署管内における防火対象物、危険物の製造所の関係者を持って組織しており、防火防災協会の中には防災の指導部会、昭島の女性防火の会があり、それぞれ防火思想の普及、災害時の業務を行っている。この補助金の中には消防少年団の育成にあたる分もある。活動については開催予防運動の広報活動、消防業務における功労者の表彰などがある。【防災課長】

◆市の 100% 補助金における運営なのか。【稲垣委員】

○補助金及び会員の会費によって運営されている。危険物の製造を行う関係者、自治会連合会常任委員などから組織されている。【防災課長】

◆委員からの質問は終わりにする。それでは委員は評価シートの記入をお願いしたい。【和田委員長】

記入後、連番で評価発表。

◆以上で終了とする。本日はありがとうございました。【和田委員長】

～閉会～